

件名：令和3年度国有林野情報管理システム改修等業務

※ 別添の仕様書は、当該業務における仕様内容の主要な部分を抜粋したものであり、別紙1～5については仕様書9（1）オの連絡先にお問い合わせください。また、入札に当たっては、必ず別途配布している入札説明書をご確認のうえ、必要な手続きを行っていただくようお願いします。

【入札説明書の入手方法】

調達ポータル「調達情報の検索」にて本案件を検索いただき、「入札説明書」をダウンロードして下さい。

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UAA01/OAA0101>

令和3年度
国有林野情報管理システム
改修等業務
調達仕様書

林野庁

目次

1	調達案件の概要	4
	(1) 調達件名	4
	(2) 調達の背景	4
	(3) 調達目的及び調達の期待する効果	4
	(4) 業務・情報システムの概要	4
	(5) 契約期間	7
	(6) 作業スケジュール	7
2	調達案件及び関連調達案件の調達単位、調達の方式等	7
	(1) 調達範囲	7
	(2) 調達案件及びこれと関連する調達案件	7
	(3) 調達案件間の入札制限	8
3	作業の実施内容	8
	(1) 作業計画書等の作成等	8
	(2) 他ブラウザ表示による影響調査	8
	(3) 対応方針案の作成	8
	(4) 設計	8
	(5) 開発・テスト	9
	(6) 受入テスト支援	9
	(7) 引継ぎ	9
	(8) 定例会等の実施	9
	(9) 情報資産管理標準シートの提出	10
	(10) 成果物	11
4	作業の実施体制・方法	12
	(1) 作業実施体制	12
	(2) 作業要員に求める資格等の要件	14
	(3) 作業場所	14
	(4) 作業の管理に関する要領	15
5	作業の実施に当たっての遵守事項	15
	(1) 機密保持、資料の取扱い	15
	(2) 個人情報の取扱い	18
	(3) 法令等の遵守	19
	(4) 標準ガイドラインの遵守	19
	(5) その他文書、標準への準拠	19
	(6) 規程等の説明等	20
	(7) 情報システム監査	20
6	成果物の取扱いに関する事項	21
	(1) 知的財産権の帰属	21
	(2) 契約不適合責任	21
	(3) 検収	22
7	入札参加資格に関する事項	22
	(1) 競争参加資格	22
	(2) 公的な資格や認証等の取得	23
	(3) 複数事業者による共同入札	23

	(4) 入札制限.....	23
8	再委託に関する事項.....	24
	(1) 再委託の制限及び再委託を認める場合の条件.....	24
	(2) 承認手続.....	24
	(3) 再委託先の契約違反等.....	24
9	その他特記事項.....	24
	(1) 入札公告期間中の資料閲覧等.....	24
	(2) その他.....	25
10	附属文書.....	26
	(1) 別紙1 システム構成図.....	26
	(2) 別紙2 ネットワーク構成図.....	26
	(3) 別紙3 ソフトウェア一覧.....	26
	(4) 別紙4 サブシステム一覧.....	26
	(5) 別紙5 サブシステム間データ連携図.....	26
	(6) 別紙6 国有林野情報管理システム改修項目(令和3年度).....	26
	(7) 別紙7 作業スケジュール.....	26
	(8) 別紙8 情報セキュリティの確保に関する共通基本仕様.....	26
	(9) 別紙9 閲覧申込書.....	26
	(10) 別紙10 守秘義務に関する誓約書.....	26

1 調達案件の概要

(1) 調達件名

令和3年度国有林野情報管理システム改修等業務

(2) 調達の背景

林野庁国有林野部経営企画課(以下「担当部署」という。)では、国有林野の管理経営に関する法律(昭和26年法律第246号)及び関係規程に基づく国有林野事業の事務を効率的に処理するため、国有林野情報管理システム(以下「本システム」という。)を構築し、電子政府構築計画に基づく業務・システムの最適化を行い、平成19年度より第3次の運用を開始している。

政府は、デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和3年6月18日閣議決定)により、各府省が保有する政府情報システムについて、共通基盤の活用や業務改革の徹底による経費削減等の改革を推進することとしており、本システムは、政府情報システム全体の運用コストの削減、セキュリティの強化等を図るため、総務省が整備する第一期政府共通プラットフォーム(以下「第一期PF」という。)で運用している。

本システムでは、第一期PFが令和5年度末に運用を終了する予定となっており、また、利用しているOSが令和5年10月にサポート終了を迎えるため、次期システムの構築及びシステム基盤の移行を令和5年9月末までに完了することが必要となっている。

(3) 調達目的及び調達の期待する効果

本調達では、Internet Explorer のサポート終了に伴う、他ブラウザでの表示に係る影響を確認し、対応策を検討するとともに、改修等の対応を行うことを目的とする。

(4) 業務・情報システムの概要

本システムは、林野庁、森林管理局・署等に所属する職員約 4,000 人が、伐採・造林等の事業実行の管理や経理事務の処理、地域の国有林野面積等の情報管理等を行うために必要な基幹システムであり、イントラネットを利用したオンラインシステムである。本システムの概要は次の図のとおりである。

また、本システムの構成等については、「別紙1 システム構成図」、「別紙2 ネットワーク構成図」、「別紙3 ソフトウェア一覧」、「別紙4 サブシステム一覧」、「別紙5 サブシステム間データ連携図」に示すとおりである。

なお、国有林野の概要については、以下の林野庁ウェブサイトを参照すること。

URL https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/
https://www.rinya.maff.go.jp/j/kikaku/genjo_kadai/

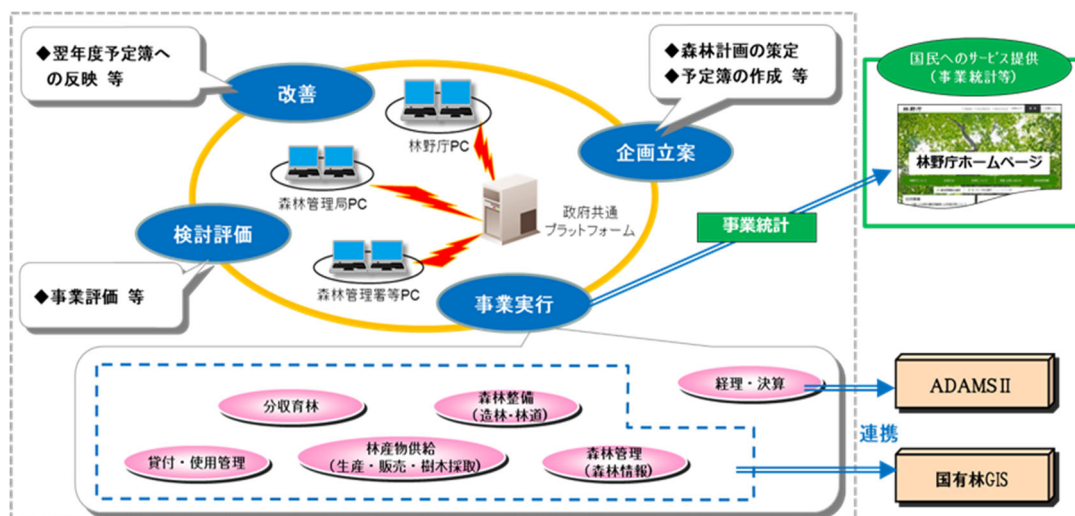


図 1-1 国有林野情報管理システムの概要

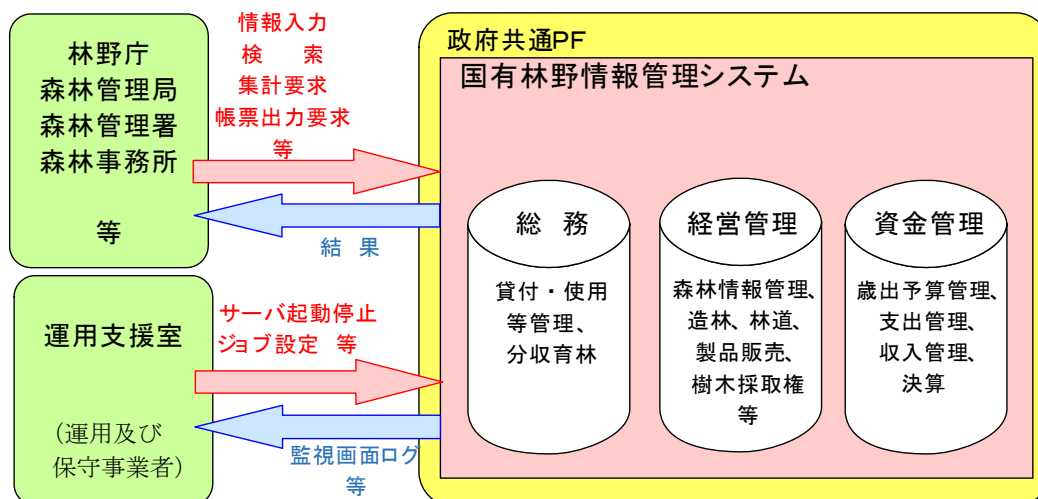


図 1-2 国有林野情報管理システムの業務の概要

ア システム利用者等

(ア) 利用者数

約4,000名

(イ) 拠点数

a 職員利用拠点

林野庁 1か所

森林管理局 7か所

森林管理署等 約120か所

森林事務所等 約1,000か所

b 運用拠点

運用支援室 1か所(運用及び保守事業者が設置)

イ システム構成等

本システムの構成等の概要については、「別紙1-1 サーバ構成」から「別紙1-5 使用サーバの規模」まで、「別紙2 ネットワーク構成図」、「別紙3 ソフトウェア一覧」及び「別紙5 サブシステム間データ連携図」に示すとおり。

ウ システム規模等

本システムの規模等に係る概要については、次の表1-1及び表1-2のほか、「別紙4 サブシステム一覧」のとおり。

表 1-1 国有林野情報管理システムの規模等

項目	内容
開発言語	JAVA、VBA
画面数	543
帳票数	560
ジョブ数	ジョブネット 346、ジョブ 415
ステップ数	2,467Kstep
同時ログイン数	最大 400

表 1-2 国有林野情報管理システムの環境等

環境名	用途	使用者
本番環境	利用者向けの業務サービスを提供する。	利用者
練習用環境	研修やシステム改修時の受入テストに利用者が使用する。本番環境に含まれている。	利用者
検証環境	本システムの変更時(システム設定変更、パッチ適用等)に本番環境への影響がないことを、運用及び保守事業者が事前に確認する。	運用及び保守事業者
バックアップセンタ環境	災害等により、本番環境における稼働継続が困難な場合、本番環境から切り替えて稼働させる。 検証環境のサーバを停止し、当該サーバのリソースを利用してバックアップセンタ環境を構築する。	利用者

エ システム稼働時間等

(ア) サービス提供時間

月曜日～日曜日 6:00～翌 1:00(金曜日 6:00～19:00)

御用納め 18:15～御用始め 6:00 はサービス対象外

(イ) 利用者対応時間(ヘルプデスク)

平日 8:30~18:30

(ただし、障害対応等の緊急時は必要に応じて対応)

(ウ) メンテナンス時間

月曜日~日曜日 1:00~6:00

DBデータ更新、ウィルス定期スキャン、ログ情報の退避等

金曜日 19:00~翌 1:00

DBデータ修正、プログラム改修及び動作テスト等

(5) 契約期間

契約締結日から令和4年3月25日まで

(6) 作業スケジュール

本調達作業スケジュールは、「別紙7 国有林野情報管理システム改修等業務(令和3年度)作業スケジュール」のとおり想定している。

2 調達案件及び関連調達案件の調達単位、調達の方式等

(1) 調達範囲

本調達では、「別紙6 国有林野情報管理システム改修項目(令和3年度)」に基づき、ブラウザ変更による機能への影響の確認業務、設計・開発業務及び付帯する業務を行うものとするが、業務実施前に担当部署と協議の上、改修項目を確定するものとする。

(2) 調達案件及びこれと関連する調達案件

調達案件及びこれと関連する調達案件の調達単位、調達の方式、実施時期等は次の図のとおりであり、次期システムの移行は令和4年度に予定している。

プラットフォーム改革工程表		2020年度(R2)	2021年度(R3)	2022年度(R4)
【国有林野情報管理システム】		現行システム運用		
		設計・開発 → テスト等		
調達案件名(予定名)	調達方式	2020年度(R2)	2021年度(R3)	2022年度(R4)
【国有林野情報管理システム】運用及び保守業務	総合評価落札方式	現行システム運用		
次期【国有林野情報管理システム】構築ならびに移行に係る要件定義作成支援業務	最低価格落札方式	調査研究		
【国有林野情報管理システム】改修等業務	最低価格落札方式		調達 → 設計・開発 → テスト等	本業務の調達
次期【国有林野情報管理システム】構築ならびに移行業務	総合評価落札方式			設計・開発 → テスト等

図 2 調達案件及びこれと関連する調達案件の調達単位、調達の方式、実施時期等

(3) 調達案件間の入札制限

相互に入札制限の対象とする調達案件は、ない。

3 作業の実施内容

(1) 作業計画書の作成等

ア 事前調査

請負者は、本システム全体及びサブシステムの構成、相互の関連性を把握・理解するため、運用及び保守事業者に対するヒアリング等を実施するとともに、改修要件の確認を行うこと。

また、必要に応じて、本システムが接続されている農林水産省行政情報システム担当部署等に対する、システム全体としての安定性、情報セキュリティ等の確保を目的としたヒアリング等を実施すること。

イ 作業計画書の作成

請負者は、プロジェクト計画書及びプロジェクト管理要領と整合をとりつつ、事前調査の結果を踏まえ、担当部署と打合せの上、表2の概要欄の事項を記載した作業計画書及び作業実施要領の案を作成し、担当部署の承認を受けること。

なお、作業計画書及び作業実施要領の記載内容は、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」(令和3年3月30日最終改定。以下「標準ガイドライン」という。)」第7章「設計・開発」で定義されているものとする。

(2) 他ブラウザ表示による影響調査

Google Chrome により画面表示をさせ、画面レイアウトの崩れや、機能的な支障を確認し、重要度・影響度を勘案して影響範囲を取りまとめ担当部署に報告すること。

また、影響範囲の取りまとめ報告については、順次担当部署に報告することとし、特に優先度の高い影響があった場合には、(3)対応方針案を検討した上で速やかに担当部署に報告すること。

(3) 対応方針案の作成

(2)による影響調査結果を踏まえ、優先度及び対応方針案を取りまとめ担当部署に報告する。

なお、対応方針案に基づき、担当部署と協議を行った上で本業務における改修範囲を確定し、改修を実施する。(61人月程度を予定している。)

(4) 設計

請負者は、「別紙6 国有林野情報管理システム改修項目(令和3年度)」の項目ごとに、(3)による変更内容について、担当部署の承認を得た上で基本設計及び詳細設計を行い、

成果物について担当部署の承認を受けること。

(5) 開発・テスト

- ア 請負者は、開発に当たり、アプリケーションプログラムの開発又は保守を効率的に実施するため、プログラミング等のルールを定めた標準(標準コーディング規約、セキュアコーディング規約等)に従い、プログラム修正を行うこと。
- イ 請負者は、開発に当たり、情報セキュリティ確保のためのルール遵守や成果物の確認方法(例えば、標準コーディング規約遵守の確認、ソースコードの検査、現場での抜き打ち調査等)についての実施主体、手順、方法等を定め、担当部署の確認を受けること。
- ウ 請負者は、単体テスト、結合テスト及び総合テストについて、テスト体制、テスト環境、作業内容、作業スケジュール、テストシナリオ、合否判定基準等を記載したテスト計画書を作成し、担当部署の承認を受けること。
- エ 請負者は、設計工程の成果物及びテスト計画書に基づき、アプリケーションプログラムの開発及びテストを行うこと。
- オ 請負者は、テスト計画書に基づき、各テストの実施状況を担当部署に報告すること。

(6) 受入テスト支援

- ア 請負者は、担当部署が受入テストのテスト計画書を作成するに当たり、情報提供等の支援を行うこと。
- イ 請負者は、担当部署が受入テストを実施するに当たり、環境整備、運用等の支援を行うこと。担当部署以外の情報システム利用者が受入テストを実施することとなった場合も同様の支援を行うこと。
- ウ 請負者は、担当部署の指示に基づき、担当部署以外の情報システム利用者のテスト実施も含めて、テスト計画書作成の支援を行うこと。

(7) 引継ぎ

請負者は、本業務におけるテスト環境を練習用環境とする場合、及び本番環境へのリリースを行う場合には、運用及び保守事業者に対して打合せ及び引継ぎを行うこと。

また、本業務における設計・開発の設計書、作業経緯、残存課題等を文書化し、運用及び保守事業者に対して確実な引継ぎを行うこと。

(8) 定例会等の実施

本業務の円滑な実施のため、関係者のコミュニケーションを図り、相互を尊重しつつ、共通の問題意識を持って課題に対応していくことを目的に、以下の定例会等を実施する。

- ア 請負者は、進捗会議を原則月一回開催するとともに、業務の進捗状況を作業実施

要領に基づき報告すること。

- イ 担当部署から要請があった場合、又は、請負者が必要と判断した場合、必要資料を作成の上、進捗会議とは別に会議を開催すること。
- ウ 請負者は、会議終了後、3日以内(行政機関の休日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に掲げる日をいう。))を除く。)に議事録を作成し、担当部署の承認を受けること。

(9) 情報資産管理標準シートの提出

- ア 請負者は、標準ガイドライン「別紙2 情報システムの経費区分」に基づき区分等した契約金額の内訳を記載した情報資産管理標準シートを契約締結後速やかに提出すること。
- イ 請負者は、本調達において次に掲げる事項に変更が生じた場合は、各事項について記載した情報資産管理標準シートを、担当部署が別途指示する時期に提出すること。
 - (ア) 開発規模の管理
情報システムの開発規模(工数、ファンクションポイント等)の計画値及び実績値
 - (イ) ハードウェアの管理
情報システムを構成するハードウェアの製品名、型番、ハードウェア分類、契約形態、保守期限等
 - (ウ) ソフトウェアの管理
情報システムを構成するソフトウェア製品の名称(エディションを含む。)、バージョン、ソフトウェア分類、契約形態、ライセンス形態、サポート期限等
 - (エ) 回線の管理
情報システムを構成する回線の回線種別、回線サービス名、事業者名、使用期間、ネットワーク帯域等
 - (オ) 外部サービスの管理
情報システムを構成するクラウドコンピューティングサービス等の外部サービスの外部サービス利用形態、使用期間等
 - (カ) 施設の管理
情報システムを構成するハードウェア等が設置され、又は情報システムの運用業務等に用いる区域を有する施設の施設形態、所在地、耐久性、ラック数、各区域に関する情報等
 - (キ) 公開ドメインの管理
情報システムが利用する公開ドメインの名称、DNS名、有効期限等
 - (ク) 取扱情報の管理
情報システムが取り扱う情報について、データ・マスタ名、個人情報の有無、格付

等

(ケ) 情報セキュリティ要件の管理

情報システムの情報セキュリティ要件

(コ) 指標の管理

情報システムの運用及び保守の間、把握すべきKPI名、KPIの分類、計画値等の案

(10) 成果物

ア 成果物名

本業務の成果物を以下に示す。

表 2 成果物一覧

No.	成果物名	概要	納入期限
1	作業計画書	・作業概要 ・作業体制 ・スケジュール ・成果物 ・開発形態等 ・その他(WBS等)	契約後10日(行政機関の休日を除く。以下「開庁日」という。)以内
2	影響調査結果報告書及び対応方針案	・影響調査結果報告 ・対応方針案	令和4年2月28日
3	設計書	改修に係る基本設計書及び詳細設計書	令和4年3月25日
4	テスト計画書	改修に係るテスト計画書	令和4年1月18日
5	テスト結果報告書	改修に係る各種テスト結果報告書	令和4年3月25日
6	プログラムソース	改修により変更となったプログラムソース	令和4年3月25日
7	定例会等資料	進捗会議等に係る報告資料	会議開催前3開庁日以内
8	会議議事録	担当部署との会議議事録	会議終了後3開庁日以内
9	業務完了報告書	本業務に係る実施報告書	令和4年3月25日
10	引継書	本業務の残存課題等	令和4年3月25日
11	情報資産管理標準シート	システム構成等に関する事項及び契約金額の内訳に係る情報資産管理標準シートの作成	契約締結後速やかに

イ 成果物の納品方法

- ・ 成果物は、全て日本語で作成すること。
- ・ 用字・用語・記述符号の表記については、「公用文作成の要領(昭和27年4月4日内閣閣甲第16号内閣官房長官依命通知)」を参考にすること。

- ・ 情報処理に関する用語の表記については、日本産業規格(JIS)の規定を参考にすること。
- ・ 成果物は、紙媒体及び電磁的記録媒体により作成し、担当部署から特別に示す場合を除き、紙媒体1部、電磁的記録媒体2部を納品すること。
- ・ 紙媒体による納品について、用紙のサイズは、原則として日本産業規格 A 列4番とするが、必要に応じて日本産業規格 A 列3番を使用すること。なお、契約期間満了までに変更が見込まれる成果物については、担当部署と協議の上、契約期間満了までに納品することとする。
- ・ 電磁的記録媒体による納品について、Microsoft Office 又は PDF のファイル形式で作成し、図表等の元データも併せて CD-R 等の電磁的記録媒体に格納して納品すること。
- ・ 納品後、担当部署において改変が可能となるよう、図表等の元データも併せて納品すること。
- ・ 成果物の作成に当たって、特別なツールを使用する場合は、事前に担当職員の承認を得ること。
- ・ 成果物が外部に不正に使用されたり、納品過程において改ざんされたりすることのないよう、安全な納品方法を提案し、成果物の情報セキュリティの確保に留意すること。
- ・ 電磁的記録媒体により納品する場合は、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処すること。なお、対策ソフトウェアに関する情報(対策ソフトウェア名称、定義パターンバージョン、確認年月日)を記載したラベルを貼り付けること。

ウ 成果物の納品場所

原則として、成果物は次の場所において引渡しを行うこと。ただし、担当部署が納品場所を別途指示する場合はこの限りではない。

〒100-8952

東京都千代田区霞が関 1-2-1

林野庁国有林野部経営企画課事務管理班

4 作業の実施体制・方法

(1) 作業実施体制

本業務の推進体制及び請負者に求める作業実施体制は、次の図及び表のとおりである。

なお、請負者内の人員構成については想定であり、請負者決定後に協議の上、見直しを行う。

ア 請負者は、本システムの業務アプリケーションに精通した要員はもとより、政府共通

PFが提供するOS・ミドルウェア等及び本システムのソフトウェア等に精通した要員により、本業務が確実に実現できる総合的な実施体制を確保し、構築すること。

- イ 請負者は、担当部署からの連絡に対応するための一元的な問合せ窓口を設置し、担当部署が業務管理責任者と常時連絡が取れる体制を確立すること。
 - ウ チームリーダー及びメンバーは、国有林野事業の業務内容、本システムの構成等について業務開始前に十分理解しておくこと。
- なお、チームリーダー及びメンバーを変更する場合には、業務の品質を損なわないよう留意するとともに、事前に担当部署に報告して承認を得ること。
- エ 請負者の情報セキュリティ対策の管理体制については、作業実施体制とは別に作成すること。

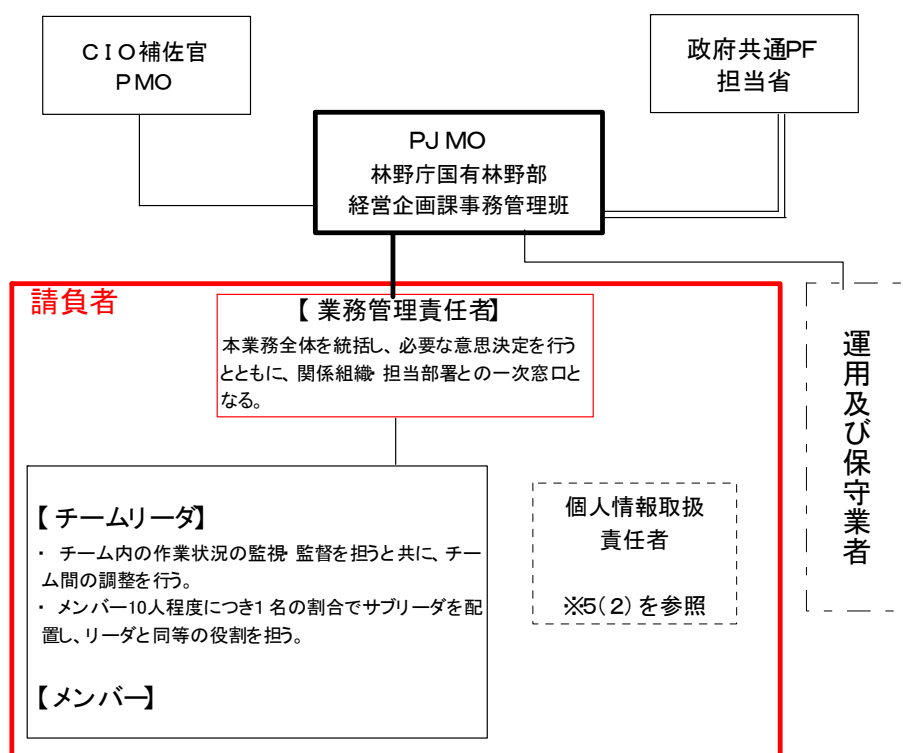


図 3 本業務の推進体制及び請負者に求める作業実施体制

表 3 本業務における組織等の定義と役割

組織等	本業務における定義と役割
担当部署(PJMO)	林野庁国有林野部経営企画課事務管理班。 国有林野情報管理システム管理組織として、本業務の進捗等を管理する。
請負者	本調達により、本システムの改修等業務を請け負った事業者。 本業務を実施する。

組織等	本業務における定義と役割
運用及び保守事業者	本システムの運用及び保守業務を行っている事業者。 担当部署を通じて、現行システムの情報提供に係る支援を行う。
PMO (Portfolio Management Office)	府省内全体管理組織。 担当部署からのシステム整備に係る相談対応を行う。また、政府共通プラットフォームに係る農林水産省の連絡窓口としての役割を行う。
CIO補佐官	「CIO補佐官プール制の導入について」(平成25年1月9日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づき配置された政府CIO補佐官。 PMOや担当部署への助言や支援を行う。
政府共通PF担当省	総務省。 新たな情報通信技術戦略(平成22年5月11日IT戦略本部決定)」に基づき、クラウドコンピューティング技術等の最新の技術を活用し、各府省が別々に整備・運用している政府情報システムの統合・集約化や共通機能の一元的提供等を行う政府情報システムの基盤である政府共通プラットフォームの整備(設計・構築、機器・基盤ソフトウェアの提供、保守、施設・設備の提供)及び移行支援、運用を実施。

(2) 作業要員に求める資格等の要件

請負者における業務管理責任者は、別紙6の改修項目における進捗管理及び品質管理を行うとともに、必要に応じて関係組織及び担当部署間の調整を主体的に実施することとし、以下の資格等を有する者を専任で配置するものとする。

- プロジェクトマネジメント協会(PMI)が認定する「プロジェクトマネジメントプロフェッショナル」(PMP)の資格保有者

なお、業務管理責任者を専任で配置することができない場合については、合理的な理由があり、業務の品質を損なわないものとして担当部署が承認した場合に限り認めるが、品質の低下があると担当部署が判断した場合には、速やかに専任要員を割り当てること。

(3) 作業場所

請負者が改修作業を実施する改修拠点については、以下の条件等に留意して、請負者の負担により設置する。

なお、本業務の契約期間終了後は、改修拠点及び機器等を請負者の負担で速やかに撤去すること。

ア 改修拠点への入室について、ICカード等で電子的に入退室管理を行い、権限のある者のみが入室可能とすること。

なお、改修拠点のある建物への入退室管理が、24時間365日、有人により実施されていることが望ましい。

イ 請負者は、本業務を円滑に実施できるよう、以下に記載の関係ドキュメントに基づき、パソコン・ソフトウェア等の機器を設置するとともに、政府共通PFとの通信を確保す

るため、改修拠点と農林水産省を結ぶ専用の回線を確保すること。

なお、関係ドキュメントの閲覧等については、入札公告期間中は「要件定義書(運用支援室機器・ソフトウェア)」のみ閲覧できるものとし、決定した落札者には全てのドキュメントを開示するものとする。

また、設置する機器・ソフトウェア及びネットワークは、農林水産省におけるセキュリティ要件を満たしているものとし、請負者の責任と負担において、アプリケーションの動作確認を行うこと。

- 関係ドキュメント

- 要件定義書(運用支援室機器・ソフトウェア)

- 次期システム運用支援室の機器に関するパラメータ設計書

- 次期システム運用支援室疎通確認テスト実施要領

- 次期システム運用支援室疎通確認テスト計画書

- 次期システム運用支援室疎通確認テスト仕様書兼報告書

(4) 作業の管理に関する要領

請負者は、担当部署が承認した作業計画書に従い、成果物を作成すること。その際、作業実施要領に従い、コミュニケーション管理、体制管理、作業管理、品質管理、リスク管理、課題管理、システム構成管理、変更管理、情報セキュリティ対策を行うこと。

5 作業の実施に当たっての遵守事項

(1) 機密保持、資料の取扱い

ア 担当部署から「農林水産省における情報セキュリティの確保に関する規則(令和2年5月14日農林水産省訓令第15号)」(以下「セキュリティ規則」という。)、
「農林水産省における個人情報の適正な取扱いのための措置に関する訓令」等の説明を受けるとともに、本業務に係る情報セキュリティ要件を遵守すること。

イ 本業務に係る情報セキュリティ要件は次のとおりである。

(ア) 請け負った業務以外の目的で利用しないこと。

(イ) 業務上知り得た情報について第三者への開示や漏えいをしないこと。

(ウ) 持出しを禁止すること。

(エ) 請負事業者の責に起因する情報セキュリティインシデントが発生するなどの万一の事故があった場合に直ちに報告する義務や、損害に対する賠償等の責任を負うこと。

(オ) 業務の履行中に受け取った情報の管理、業務終了後の返却又は抹消等を行い復元不可能な状態にすること。

(カ) 適切な措置が講じられていることを確認するため、遵守状況の報告を求めることや、必要に応じて発注者による実地調査が実施できること。

- (キ) 不正プログラム(ウイルス、ワーム、ボット等)による脅威に備えるため、想定される不正プログラムの感染経路の全てにおいて感染を防止する機能を備えるとともに、新たに発見される不正プログラムに対応するために機能の更新が可能であること。
- (ク) 情報システムを構成するソフトウェア及びハードウェアの脆弱性を悪用した不正を防止するため、開発時及び構築時に脆弱性の有無を確認の上、運用上対応が必要な脆弱性は修正の上で納入すること。
- (ケ) 運用開始後、新たに発見される脆弱性を悪用した不正を防止するため、情報システムを構成するソフトウェア及びハードウェアの更新を行う方法(手順等)を備えるとともに、運用及び保守業者に引き継ぐこと。
- (コ) 情報システムに対する不正行為の検知、発生原因の特定に用いるために、情報システムの利用記録、例外的事象の発生に関するログを蓄積し、本業務の実施期間中保管するとともに、不正の検知、原因特定に有効な管理機能(ログの検索機能、ログの蓄積不能時の対処機能等)を備えること。
- (サ) ログの不正な改ざんや削除を防止するため、ログに対するアクセス制御機能を備えるとともに、ログのアーカイブデータの保護(消失及び破壊や改ざん等の脅威の軽減)のための措置を含む設計とすること。
- (シ) 情報セキュリティインシデント発生時の原因追及や不正行為の追跡において、ログの分析等を容易にするため、システム内の機器を正確な時刻に同期する機能を備えること。
- (ス) 情報システムによるサービスを許可された者のみに提供するため、情報システムにアクセスする主体認証を行う機能として、識別コード(ID)とパスワード方式を採用すること。
- (セ) 主体のアクセス権を適切に管理するため、主体が用いるアカウント(識別コード、主体認証情報、権限等)を管理(登録、更新、停止、削除等)するための機能を備えること。
- (ソ) 特権を有する管理者による不正を防止するため、管理者権限を制御する機能を備えること。
- (タ) 通信回線に対する盗聴行為や利用者の不注意による情報の漏えいを防止するため、通信回線を暗号化する機能を備えること。暗号化の際に使用する暗号アルゴリズムについては、「電子政府推奨暗号リスト」を参照し決定すること。
- (チ) 情報システムに蓄積された情報の窃取や漏えいを防止するため、情報へのアクセスを制限できる機能を備えること。また、外部との接続のある情報システムにおいて保護すべき情報を利用者が直接アクセス可能な機器に保存しないこと。
- (ツ) 情報の漏えいを防止するため、セキュリティワイヤによるパソコンの固定やHDDのパスワード設定等によって、物理的な手段による情報窃取行為を防止・検知す

るための機能を備えること。

- (テ) 物理的な手段によるセキュリティ侵害に対抗するため、情報システムの構成装置（重要情報を扱う装置）については、外部からの侵入対策が講じられた場所に設置すること。
- (ト) 情報セキュリティインシデントの発生要因を減らすとともに、情報セキュリティインシデントの発生時には迅速に対処するため、構築時の情報システムの構成（ハードウェア、ソフトウェア及びサービス構成に関する詳細情報）が記載された文書を提出するとともに文書どおりの構成とし、加えて情報システムに関する運用開始後の最新の構成情報及び稼働状況の管理を行う方法又は機能を備えること。
- (ナ) サービスの継続性を確保するため、情報システムの各業務の異常停止時間が復旧目標時間として着手後4開庁日を超えることのない運用を可能とし、障害時には迅速な復旧を行う方法又は機能を備えること。
- (ニ) 情報システムの構築において、府省庁が意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。当該品質保証体制を証明する書類（例えば、品質保証体制の責任者や各担当者がアクセス可能な範囲等を示した管理体制図）を提出すること。本調達に係る業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するために、府省庁が情報セキュリティ監査の実施を必要と判断した場合は、受託者は情報セキュリティ監査を受け入れること。
- (ヌ) また、役務内容を一部再委託する場合は、再委託されることにより生ずる脅威に対して、情報セキュリティを確保すること。
- (ネ) 機器等の製造工程において、府省庁が意図しない変更が加えられないよう適切な措置がとられており、当該措置を継続的に実施していること。また、当該措置の実施状況を証明する資料を提出すること。

ウ 情報セキュリティの確保

- (ア) 本業務の遂行に当たり、以下の内容を含む情報セキュリティ対策について定めた書類を入札公告及び入札説明書に定める証明書等に添付して提出すること。
 - a 請負者に提供される情報の目的外利用の禁止
 - b 情報セキュリティ対策の実施内容、管理体制及び管理責任者
 - c 業務の実施の際に、請負者、再委託先又はその他の者による業務で扱う情報等への意図せざる変更が加えられないための管理体制
 - d 請負者の資本関係、役員等の情報、本業務の実施場所並びに従事者の所属、専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）、実績及び国籍に関する情報提供
 - e 情報セキュリティインシデントへの対処方法
 - f 情報セキュリティ対策その他の契約の履行状況の確認方法

g 情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合の対処方法

- (イ) 本業務の遂行に当たり、以下の内容を含む情報セキュリティ対策の遵守方法、情報セキュリティ管理体制等に関する確認書等を請負後速やかに提出すること。また、内容に変更があった場合には、変更後の書面を速やかに提出すること。
 - a 本業務に携わる者の特定
 - b 本業務に携わる者が実施する具体的な情報セキュリティ対策の内容
 - c 緊急時の連絡体制
 - (ウ) 本業務に係る要員を限定すること。また、本業務の実施期間中に要員を変更する場合は、事前に担当部署へ連絡し、許可を得ること。
 - (エ) 情報の受渡方法や本業務終了時の情報の廃棄方法等を含む情報の取扱手順について作業計画書等に記載し、担当部署の承認を得るとともに、定められた手順により情報を取り扱うこと。
 - (オ) 本業務の遂行に当たり、役務内容を一部再委託する場合は、再委託することにより生ずる脅威に対して情報セキュリティが十分に確保されるよう、(イ)から(エ)まで及び(7)情報システム監査対応の措置の実施を委託先に担保させること。
 - (カ) 本業務に係る情報セキュリティインシデントの発生又は情報の目的外利用等の認知に際して、担当部署の指示に従い必要な措置を講ずること。
 - (キ) 本業務において知り得た情報の漏えい等のセキュリティインシデントが発生した際には、情報セキュリティに関する事案に係る関係機器へのアクセス記録、事案の内容及び経過を書面に整理し、適切に保管するとともに、当該事案に係る再発防止の対策を速やかに講ずること。
- エ 上記以外に、「別紙8 情報セキュリティの確保に関する共通基本仕様」に基づき、作業を行うこと。

(2) 個人情報の取扱い

- ア 個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。以下同じ。)の取扱いに係る事項について担当部署と協議の上決定し、書面にて提出すること。なお、以下の事項を記載すること。
 - (ア) 個人情報取扱責任者が情報管理責任者と異なる場合には、個人情報取扱責任者等の管理体制
 - (イ) 個人情報の管理状況の検査に関する事項(検査時期、検査項目、検査結果において問題があった場合の対応等)
- イ 本業務の作業を派遣労働者に行わせる場合は、労働者派遣契約書に秘密保持義務など個人情報の適正な取扱いに関する事項を明記し、作業実施前に教育を実施

し、認識を徹底させること。なお、請負者はその旨を証明する書類を提出し、担当部署の了承を得た上で実施すること。

- ウ 個人情報を複製する際には、事前に担当部署の許可を得ること。なお、複製の実施は必要最小限とし、複製が不要となり次第、その内容が絶対に復元できないように破棄・消去を実施すること。なお、請負者は廃棄作業が適切に行われた事を確認し、その保証をすること。
- エ 請負者は、本業務を履行する上で個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案を把握した場合には、直ちに被害の拡大を防止等のため必要な措置を講ずるとともに、担当部署に事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人への対応等について直ちに報告すること。
- オ 請負者は、農林水産省からの指示に基づき、個人情報の取扱いに関して原則として年1回以上の実地検査を受け入れること。なお、やむを得ない理由により実地検査の受入れが困難である場合は、書面検査を受け入れること。また、個人情報の取扱いに係る業務を再委託する場合は、請負者(必要に応じ農林水産省)は、原則として年1回以上の再委託先への実地検査を行うこととし、やむを得ない理由により実地検査の実施が困難である場合は、書面検査を行うこと。
- カ 個人情報の取扱いにおいて適正な取扱いが行われなかった場合は、本業務の契約解除の措置を受けるものとする。

(3) 法令等の遵守

本業務の遂行に当たっては、民法(明治29年法律第89号)、刑法(明治40年法律第45号)、著作権法(昭和45年法律第48号)、不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)等を遵守し履行すること。

(4) 標準ガイドラインの遵守

本業務の遂行に当たっては、標準ガイドラインに基づき、作業を行うこと。具体的な作業内容及び手順等については、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン解説書(内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)」(以下「解説書」という。)を参考とすること。

なお、標準ガイドライン及び解説書が改定された場合は、最新のものを参照し、その内容に従うこと。

(5) その他文書、標準への準拠

ア プロジェクト計画書等

本業務の遂行に当たっては、担当部署が定めるプロジェクト計画書及びプロジェクト管理要領との整合を確保して行うこと。

イ プロジェクト標準

開発に当たっては、「国有林野情報管理システム コーディング規約」に準拠して作業を行うこと。

ウ アプリケーション・コンテンツの作成規程

- (ア) 提供するアプリケーション・コンテンツに不正プログラムを含めないこと。
- (イ) 提供するアプリケーションにぜい弱性を含めないこと。
- (ウ) 実行プログラムの形式以外にコンテンツを提供する手段がない限り、実行プログラムの形式でコンテンツを提供しないこと。
- (エ) 提供するアプリケーション・コンテンツの利用時に、ぜい弱性が存在するバージョンのOSやソフトウェア等の利用を強制するなどの情報セキュリティ水準を低下させる設定変更を、OSやソフトウェア等の利用者に要求することがないように、アプリケーション・コンテンツの提供方式を定めて開発すること。
- (オ) サービス利用に当たって必須ではない、サービス利用者その他の者に関する情報が本人の意思に反して第三者に提供されるなどの機能がアプリケーション・コンテンツに組み込まれることがないように開発すること。
- (カ) 詳細については、担当部署から「アプリケーション・コンテンツの作成及び提供に関する規程」の説明を受けるとともに、それに基づきアプリケーション・コンテンツの作成及び提供を行うこと。

(6) 規程等の説明等

セキュリティ規則等の説明を受けるとともに、本業務に係る情報セキュリティ要件を遵守すること。

なお、セキュリティ規則は、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（以下「統一基準群」という。）に準拠することとされていることから、請負者は、統一基準群の改定を踏まえて規則が改正された場合には、本業務に関する影響分析を行うこと。

(7) 情報システム監査

ア 本調達において整備又は管理を行う情報システムに伴うリスクとその対応状況を客観的に評価するために、農林水産省が情報システム監査の実施を必要と判断した場合は、農林水産省が定めた実施内容（監査内容、対象範囲、実施者等）に基づく情報システム監査を受注者は受け入れること。（農林水産省が別途選定した事業者による監査を含む）。

イ 情報システム監査で問題点の指摘又は改善案の提示を受けた場合には、対応案を担当部署と協議し、指示された期間までに是正を図ること。

6 成果物の取扱いに関する事項

(1) 知的財産権の帰属

- ア 本業務における成果物の著作権及び二次的著作物の著作権(著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む。)は、請負者が本調達の実施の従前から権利を保有していた等の明確な理由によりあらかじめ提案書にて権利譲渡不可能と示されたもの以外は、全て担当部署に帰属するものとする。
- イ 担当部署は、成果物について、第三者に権利が帰属する場合を除き、自由に複製し、改変等し、及びそれらの利用を第三者に許諾することができるとともに、任意に開示できるものとする。また、請負者は、成果物について、自由に複製し、改変等し、及びこれらの利用を第三者に許諾すること(以下「複製等」という。)ができるものとする。ただし、成果物に第三者の権利が帰属するときや、複製等により担当部署がその業務を遂行する上で支障が生じるおそれがある旨を契約締結時までには通知したときは、この限りでないものとし、この場合には、複製等ができる範囲やその方法等について協議するものとする。
- ウ 納品される成果物に第三者が権利を有する著作物(以下「既存著作物等」という。)が含まれる場合には、請負者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこと。この場合、本業務の請負者は、当該既存著作物の内容について事前に担当部署の承認を得ることとし、担当部署は、既存著作物等について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。なお、本仕様に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争の原因が専ら担当部署の責めに帰す場合を除き、請負者の責任及び負担において一切を処理すること。この場合、担当部署は係る紛争等の事実を知ったときは、請負者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を請負者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。
- エ 本件プログラムに関する権利(著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む。)及び成果物の所有権は、担当部署から請負者に対価が完済されたとき請負者から担当部署に移転するものとする。
- オ 請負者は担当部署に対し、一切の著作者人格権を行使しないものとし、また、第三者をして行使させないものとする。
- カ 請負者は使用する画像、デザイン、表現等に関して他者の著作権を侵害する行為に十分配慮し、これを行わないこと。

(2) 契約不適合責任

- ア 担当部署は検収完了後、納入物についてシステム仕様書との不一致(バグも含む。以下「契約不適合」という。)が発見された場合、請負者に対して当該契約不適合の修正等の履行の追完(以下「追完」という。)を請求することができ、請負者は、当該追完を行うものとする。ただし、担当部署が追完の方法についても請求した場合

であって、担当部署に不相当な負担を課するものでないときは、請負者は担当部署が請求した方法と異なる方法による追完を行うことができること。

- イ 前号にかかわらず、当該契約不適合によっても個別契約の目的を達することができる場合であって、追完に過分の費用を要する場合、請負者は前号に規定された追完に係る義務を負わないものとする。
- ウ 担当部署は、当該契約不適合（受注者の責めに帰すべき事由により生じたものに限る。）により損害を被った場合、請負者に対して損害賠償を請求することができること。
- エ 当該契約不適合について、追完の請求にもかかわらず相当期間内に追完がなされない場合又は追完の見込みがない場合で、当該契約不適合により個別契約の目的を達することができないときは、担当部署は本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができること。
- オ 請負者が本項に定める責任その他の契約不適合責任を負うのは、検収完了後1年以内に担当部署から当該契約不適合を通知された場合に限るものとする。但し、検収完了時において請負者が当該契約不適合を知り若しくは重過失により知らなかったとき、又は当該契約不適合が請負者の故意若しくは重過失に起因するときにはこの限りでない。
- カ 前各号の要件は、契約不適合が担当部署の提供した資料等又は担当部署の与えた指示によって生じたときは適用しないこと。但し、請負者がその資料等又は指示が不相当であることを知りながら告げなかったときはこの限りでない。

(3) 検収

- ア 本業務の請負者は、成果物等について、納入期限までに担当部署に内容の説明を実施し、業務完了報告書を提出して検収を受けること。
- イ 検収の結果、成果物等に不備又は誤り等が見つかった場合には、直ちに必要な修正、改修、交換等を行い、変更点について担当部署に説明を行った上で、指定された日時までに再度納品すること。

7 入札参加資格に関する事項

(1) 競争参加資格

- ア 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- ウ 公告日において平成31・32・33年度又は令和1・2・3年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」において、「A」又は「B」の等級に格付けされ、競争参加資格を有する者であること。

(2) 公的な資格や認証等の取得

- ア 応札者は、品質マネジメントシステムに係る以下のいずれかの条件を満たすこと。
- (ア) 品質マネジメントシステムの規格である「JIS Q 9001」又は「ISO9001」(登録活動範囲にソフトウェアの設計、開発、改修等に関する分野が含まれているものに限る。)の認定を、業務を遂行する組織が有しており、認証が有効であること。
 - (イ) 上記と同等の品質管理手順及び体制が明確化された品質マネジメントシステムを有している事業者であること(管理体制、品質マネジメントシステム運営規程、品質管理手順規定等を提示すること。)
- イ 応札者は、情報セキュリティに係る以下のいずれかの条件を満たすこと。
- (ア) 情報セキュリティ実施基準である「JIS Q 27001」、「ISO/IEC27001」又は「ISMS」の認証を有しており、認証が有効であること。
 - (イ) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク制度の認定(認証登録範囲に情報システムの設計、開発、改修等に関する分野が含まれているものに限る。)を受けているか、又は同等の個人情報保護のマネジメントシステムを確立していること。
 - (ウ) 個人情報を扱うシステムのセキュリティ体制が適切であることを第三者機関に認定された事業者であること。

(3) 複数事業者による共同入札

- ア 複数の事業者が共同入札する場合、その中から全体の意思決定、運営管理等に責任を持つ共同入札の代表者を定めるとともに、本代表者が本調達に対する入札を行うこと。
- イ 共同入札を構成する事業者間においては、その結成、運営等について協定を締結し、業務の遂行に当たっては、代表者を中心に、各事業者が協力して行うこと。事業者間の調整事項、トラブル等の発生に際しては、その当事者となる当該事業者間で解決すること。また、解散後の契約不適合責任に関しても協定の内容に含めること。
- ウ 共同入札を構成する全ての事業者は、本入札への単独提案又は他の共同入札への参加を行っていないこと。
- エ 共同入札を構成する全ての事業者は、公的な資格や認証等の取得を除く全ての応札条件を満たすこと。なお、公的な資格や認証等の取得については、代表者が要件を満たすこと。

(4) 入札制限

本業務を直接担当する農林水産省CIO補佐官、PMO支援スタッフ及び農林水産省最高情報セキュリティアドバイザーが、その現に属する事業者及びこの事業者の「財務諸表

等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第8条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先等緊密な利害関係を有する事業者は、本書に係る業務に関して入札に参加できないものとする。

8 再委託に関する事項

(1) 再委託の制限及び再委託を認める場合の条件

- ア 本業務の請負者は、業務を一括して又は主たる部分を再委託してはならない。
なお、主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。
- イ 請負者における遂行責任者を再委託先事業者の社員や契約社員とすることはできない。
- ウ 請負者は、再委託先の行為について一切の責任を負うものとする。
- エ 再委託先における情報セキュリティの確保については、請負者の責任とする。
- オ 再委託を行う場合、再委託先が「7(4)入札制限」に示す要件を満たすこと。

(2) 承認手続

- ア 本業務の実施の一部を合理的な理由及び必要性により再委託する場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した別添の再委託承認申請書を担当部署に提出し、あらかじめ承認を受けること。
- イ 前項による再委託の相手方の変更等を行う必要が生じた場合も、前項と同様に再委託に関する書面を担当部署に提出し、承認を受けること。
- ウ 再委託の相手方が更に委託を行うなど複数の段階で再委託が行われる場合(以下「再々委託」という。)には、当該再々委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再々委託を行う業務の範囲を、速やかに担当部署に書面で報告すること。

(3) 再委託先の契約違反等

再委託先において、本調達仕様書の遵守事項に定める事項に関する義務違反又は義務を怠った場合には、請負者が一切の責任を負うとともに、担当部署は、当該再委託先への再委託の中止を請求することができる。

9 その他特記事項

(1) 入札公告期間中の資料閲覧等

本業務の実施に参考となる過去の類似業務の報告書等に関する資料については、担当部署内にて閲覧可能とする。なお、資料の閲覧に当たっては、必ず事前に担当部署まで連絡の上、閲覧日時を調整すること。

ア 資料閲覧場所

東京都千代田区霞が関 1-2-1

林野庁国有林野部経営企画課事務管理班(北別館8階、ドア番号北 813)

イ 閲覧期間及び時間

(ア) 令和3年8月 27 日から令和3年 10 月 19 日まで

(イ) 行政機関の休日を除く日の 10 時から 17 時まで。(12 時から 13 時を除く。)

ウ 閲覧手続

最大3名まで。応札希望者の商号、連絡先、閲覧希望者氏名を「別紙9 閲覧申込書」に記載の上、閲覧希望日の3開庁日前までに提出すること。また、閲覧日当日までに「別紙 10 守秘義務に関する誓約書」に記載の上、提出すること。

エ 閲覧時の注意

閲覧にて知り得た内容については、提案書の作成以外には使用しないこと。また、本調達に関与しない者等に情報が漏えいしないように留意すること。閲覧資料の複写等による閲覧内容の記録は行わないこと。

オ 連絡先

林野庁国有林野部経営企画課事務管理班 電話 03-3502-8111(内線 6290)

カ 事業者が閲覧できる資料一覧表

閲覧に供する資料の例を次に示す。

(ア) プロジェクト計画書、プロジェクト管理要領

(イ) プロジェクト標準(標準コーディング規約、セキュアコーディング規約等)

(ウ) 遵守すべき各府省独自の規定類

a セキュリティ規則

b 農林水産省における個人情報の適正な取扱いのための措置に関する訓令

(エ) 現行の情報システムの情報システム設計書、操作マニュアル

(オ) 政府共通プラットフォーム関係資料

(カ) 過去の検討資料等

キ 関係資料等の貸与等

本業務の遂行に必要な関係資料等がある場合は、事前に担当部署と協議の上、貸与申請を行うこと。貸与された資料等は、厳重な管理を行い、本業務の完了時に返却すること。

(2) その他

本仕様書について疑義等がある場合は、既定の質問書により質問すること。なお、質問書に対する回答は適宜行うこととする。

10 附属文書

- (1) 別紙1 システム構成図
- (2) 別紙2 ネットワーク構成図
- (3) 別紙3 ソフトウェア一覧
- (4) 別紙4 サブシステム一覧
- (5) 別紙5 サブシステム間データ連携図
- (6) 別紙6 国有林野情報管理システム改修項目(令和3年度)
- (7) 別紙7 作業スケジュール
- (8) 別紙8 情報セキュリティの確保に関する共通基本仕様
- (9) 別紙9 閲覧申込書
- (10) 別紙 10 守秘義務に関する誓約書

※附属文書のうち、添付されていないものについては、資料閲覧で確認すること。

以 上

別添様式

再委託承認申請書

番 号
年 月 日

(甲)

支出負担行為担当官
林野庁長官 あて

(乙)

(請負者)
住 所
氏 名

令和 年 月 日付けで締結した令和3年度国有林野情報管理システム改修等業務契約について、下記のとおり再委託したいので、契約条項第3条の規定により承認されたく申請します。

記

- 1 再委託先の相手方の商号又は名称及び住所
- 2 再委託を行う業務の範囲
- 3 再委託の必要性
- 4 再委託の契約金額
- 5 再委託比率（請負契約金額に占める再委託契約金額の割合）
- 6 その他必要な事項

(記載上の注意事項)

- 1 申請時に再委託先及び再委託の契約金額（限度額を含む。）を特定できない事情があるときは、その理由を記載すること。
なお、再委託の承認後に再委託先及び再委託の金額が決定した場合は、当該事項をこの書式に準じて、その旨報告すること。
- 2 再委託の承認後に再委託の相手方、業務の範囲又は契約金額（限度額を含む。）を変更する場合には、この書式に準じて、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。
- 3 再々委託を行う場合においても、必要事項をこの書式に準じて、甲に提出しなければならない。

【別紙6】 国有林野情報管理システム改修項目(令和3年度)

項番	サブシステム名	改修項目	具体的な改修方法	改修対象画面	新規画面	改修対象帳票	新規帳票	その他	備考
1	—	ログイン画面の設定変更	Internet Explorer以外のブラウザを受け付けるように設定を変更する。	ログイン画面	-	-	-		
2	森林情報管理	ブラウザ変更した場合の機能検証及び画面レイアウト等修正	Internet ExplorerからGoogle Chromeへ変更した場合に、機能や画面に生じる不具合を洗い出し、修正する。	全77画面	-	-	-		
3	収穫	ブラウザ変更した場合の機能検証及び画面レイアウト等修正	Internet ExplorerからGoogle Chromeへ変更した場合に、機能や画面に生じる不具合を洗い出し、修正する。	全41画面	-	-	-		
4	造林	ブラウザ変更した場合の機能検証及び画面レイアウト等修正	Internet ExplorerからGoogle Chromeへ変更した場合に、機能や画面に生じる不具合を洗い出し、修正する。	全28画面	-	-	-		
5	林道	ブラウザ変更した場合の機能検証及び画面レイアウト等修正	Internet ExplorerからGoogle Chromeへ変更した場合に、機能や画面に生じる不具合を洗い出し、修正する。	全31画面	-	-	-		
6	立木販売	ブラウザ変更した場合の機能検証及び画面レイアウト等修正	Internet ExplorerからGoogle Chromeへ変更した場合に、機能や画面に生じる不具合を洗い出し、修正する。	全49画面	-	-	-		
7	製品生産	ブラウザ変更した場合の機能検証及び画面レイアウト等修正	Internet ExplorerからGoogle Chromeへ変更した場合に、機能や画面に生じる不具合を洗い出し、修正する。	全37画面	-	-	-		
8	製品販売	ブラウザ変更した場合の機能検証及び画面レイアウト等修正	Internet ExplorerからGoogle Chromeへ変更した場合に、機能や画面に生じる不具合を洗い出し、修正する。	全67画面	-	-	-		
9	樹木採取権	ブラウザ変更した場合の機能検証及び画面レイアウト等修正	Internet ExplorerからGoogle Chromeへ変更した場合に、機能や画面に生じる不具合を洗い出し、修正する。	全15画面	-	-	-		
10	歳出予算管理	ブラウザ変更した場合の機能検証及び画面レイアウト等修正	Internet ExplorerからGoogle Chromeへ変更した場合に、機能や画面に生じる不具合を洗い出し、修正する。	全16画面	-	-	-		
11	支出管理	ブラウザ変更した場合の機能検証及び画面レイアウト等修正	Internet ExplorerからGoogle Chromeへ変更した場合に、機能や画面に生じる不具合を洗い出し、修正する。	全24画面	-	-	-		
12	収入管理	ブラウザ変更した場合の機能検証及び画面レイアウト等修正	Internet ExplorerからGoogle Chromeへ変更した場合に、機能や画面に生じる不具合を洗い出し、修正する。	全36画面	-	-	-		
13	貸付・使用等管理	ブラウザ変更した場合の機能検証及び画面レイアウト等修正	Internet ExplorerからGoogle Chromeへ変更した場合に、機能や画面に生じる不具合を洗い出し、修正する。	全14画面	-	-	-		
14	分収育林	ブラウザ変更した場合の機能検証及び画面レイアウト等修正	Internet ExplorerからGoogle Chromeへ変更した場合に、機能や画面に生じる不具合を洗い出し、修正する。	全29画面	-	-	-		
15	事業統計	ブラウザ変更した場合の機能検証及び画面レイアウト等修正	Internet ExplorerからGoogle Chromeへ変更した場合に、機能や画面に生じる不具合を洗い出し、修正する。	全48画面	-	-	-		
16	業務共通	ブラウザ変更した場合の機能検証及び画面レイアウト等修正	Internet ExplorerからGoogle Chromeへ変更した場合に、機能や画面に生じる不具合を洗い出し、修正する。	全3画面	-	-	-		

【別紙7】

国有林野情報管理システム改修等業務(令和3年度)作業スケジュール

作業等	成果物等	令和3年		令和4年		
		11	12	1	2	3
マイルストーン		▼ 作業計画書等提出				納入期限 ▼
全体工程		影響調査結果を順次取りまとめ、対応方針案を作成して、担当部署と協議 → 順次改修手順を進める				
事前調査						
作業計画書の作成、 情報資産管理標準 シートの提出	作業計画書、作業実施体制 図、情報セキュリティ管理体制 図、情報資産管理標準シート等					
他ブラウザ表示による 影響調査及び対応方 針案の作成	影響調査結果報告書及び対応 方針案					
設計	システム改修に係る設計書					
開発・テスト	システム改修に係るプログラム ソース一式、システム改修に係 るテスト結果報告書					
受入テスト支援						
引継ぎ	引継書					
定例会等の実施	進捗会議資料、議事録					

※開始を11月8日とした場合のスケジュール。作業期間が短いため、対応方針が纏まったものから順次改修していくこととしており、アジャイル開発で進めます。

【別紙 8】

情報セキュリティの確保に関する共通基本仕様

I 情報セキュリティポリシーの遵守

- 1 受託者は、担当部署から農林水産省における情報セキュリティの確保に関する規則（平成27年農林水産省訓令第4号。以下「規則」という。）等の説明を受けるとともに、本業務に係る情報セキュリティ要件を遵守すること。

なお、規則は、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（以下「統一基準群」という。）に準拠することとされていることから、受託者は、統一基準群の改定を踏まえて規則が改正された場合には、本業務に関する影響分析を行うこと。

- 2 受託者は、規則と同等の情報セキュリティ管理体制を整備していること。
- 3 受託者は、本業務の従事者に対して、規則と同等の情報セキュリティ対策の教育を実施していること。

II 受託者及び業務実施体制に関する情報の提供

- 1 受託者は、受託者の資本関係・役員等の情報、本業務の実施場所、本業務の従事者（契約社員、派遣社員等の雇用形態は問わず、本業務に従事する全ての要員）の所属・専門性（保有資格、研修受講実績等）・実績（業務実績、経験年数等）及び国籍に関する情報を記載した資料を提出すること。

なお、本業務に従事する全ての要員に関する情報を記載することが困難な場合は、本業務に従事する主要な要員に関する情報を記載するとともに、本業務に従事する部門等における従事者に関する情報（〇〇国籍の者が△名（又は□%）等）を記載すること。また、この場合であっても、担当部署からの要求に応じて、可能な限り要員に関する情報を提供すること。

- 2 受託者は、本業務を実施する部署、体制等の情報セキュリティ水準を証明する以下のいずれかの証明書等の写しを提出すること。（提出時点で有効期限が切れていないこと。）

(1) ISO/IEC27001等の国際規格とそれに基づく認証の証明書等

(2) プライバシーマーク又はそれと同等の認証の証明書等

(3) 独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が公開する「情報セキュリティ対策ベンチマーク」を利用した自己評価を行い、その評価結果において、全項目に係る平均値が4に達し、かつ各評価項目の成熟度が2以上であることが確認できる確認書

(4) MS 認証信頼性向上イニシアティブに参画し、不祥事への対応や透明性確保に係る取組を実施している実績

III 業務の実施における情報セキュリティの確保

- 1 受託者は、本業務の実施に当たって、以下の措置を講じること。また、以下の措置を講じることが証明する資料を提出すること。

- (1) 本業務上知り得た情報(公知の情報を除く。)については、契約期間中はもとより契約終了後においても第三者に開示及び本業務以外の目的で利用しないこと。
 - (2) 本業務に従事した要員が異動、退職等をした後においても有効な守秘義務契約を締結すること。
 - (3) 本業務の各工程において、農林水産省の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること(例えば、品質保証体制の責任者や各担当者がアクセス可能な範囲等を示した管理体制図、第三者機関による品質保証体制を証明する書類等を提出すること。)
 - (4) 本業務において、農林水産省の意図しない変更が行われるなどの不正が見つかったときに、追跡調査や立入調査等、農林水産省と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制(例えば、システムの操作ログや作業履歴等を記録し、担当部署から要求された場合には提出するなど)を整備していること。
 - (5) 本業務において、個人情報又は農林水産省における要機密情報を取り扱う場合は、当該情報(複製を含む。以下同じ。)を国内において取り扱うものとし、当該情報の国外への送信・保存や当該情報への国外からのアクセスを行わないこと。
 - (6) 本業務における情報セキュリティ対策の履行状況を定期的に報告すること。
 - (7) 農林水産省が情報セキュリティ監査の実施を必要と判断した場合は、農林水産省又は農林水産省が選定した事業者による立入調査等の情報セキュリティ監査(サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号)第25条第1項第2号に基づく監査等を含む。以下同じ。)を受け入れること。また、担当部署からの要求があった場合は、受託者が自ら実施した内部監査及び外部監査の結果を報告すること。
 - (8) 本業務において、要安定情報を取り扱うなど、担当部署が可用性を確保する必要があると認めた場合は、サービスレベルの保証を行うこと。
 - (9) 本業務において、第三者に情報が漏えいするなどの情報セキュリティインシデントが発生した場合は、担当部署に対し、速やかに電話、口頭等で報告するとともに、報告書を提出すること。また、農林水産省の指示に従い、事態の收拾、被害の拡大防止、復旧、再発防止等に全力を挙げること。なお、これらに要する費用の全ては受託者が負担すること。
 - (10) 情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合、農林水産省と協議の上、必要な改善策を立案し、速やかに実施するなど、適切に対処すること。
- 2 受託者は、私物(本業務の従事者個人の所有物等、受託者管理外のものをいう。)の機器等を本業務に用いないこと。
 - 3 受託者は、成果物等を電磁的記録媒体により納品する場合には、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処するとともに、確認結果(確認日時、不正プログラム対策ソフトウェアの製品名、定義ファイルのバージョン等)を成果物等に記載又は添付すること。
 - 4 受託者は、本業務において取り扱われた情報を、担当部署の指示に従い、本業務上不要

となったとき若しくは本業務の終了までに返却又は復元できないよう抹消し、その結果を担当部署に書面で報告すること。

IV 情報システムの各工程における情報セキュリティの確保

1 受託者は、本業務において情報システムの運用管理機能又は設計・開発に係る企画・要件定義を行う場合には、以下の措置を実施すること。

(1) 情報システム運用時のセキュリティ監視等の運用管理機能を明確化し、本業務の成果物へ適切に反映するために、以下を含む措置を実施すること。

ア 情報システム運用時に情報セキュリティ確保のために必要となる管理機能を本業務の成果物に明記すること。

イ 情報セキュリティインシデントの発生を監視する必要がある場合、監視のために必要な機能について、以下を例とする機能を本業務の成果物に明記すること。

(ア) 農林水産省外と通信回線で接続している箇所における外部からの不正アクセスを監視する機能

(イ) 不正プログラム感染や踏み台に利用されること等による農林水産省外への不正な通信を監視する機能

(ウ) 農林水産省内通信回線への端末の接続を監視する機能

(エ) 端末への外部電磁的記録媒体の挿入を監視する機能

(オ) サーバ装置等の機器の動作を監視する機能

(2) 開発する情報システムに関連する脆(ぜい)弱性への対策が実施されるよう、以下を含む対策を本業務の成果物に明記すること。

ア 既知の脆(ぜい)弱性が存在するソフトウェアや機能モジュールを情報システムの構成要素としないこと。

イ 開発時に情報システムに脆(ぜい)弱性が混入されることを防ぐためのセキュリティ実装方針を定めること。

ウ セキュリティ侵害につながる脆(ぜい)弱性が情報システムに存在することが発覚した場合に修正が施されること。

エ ソフトウェアのサポート期間又はサポート打ち切り計画に関する情報を提供すること。

2 受託者は、本業務において情報システムの設計・開発を行う場合には、以下の事項を含む措置を適切に実施すること。

(1) 情報システムのセキュリティ要件の適切な実装

ア 主体認証機能

イ アクセス制御機能

ウ 権限管理機能

エ 識別コード・主体認証情報の付与管理

オ ログの取得・管理

- カ 暗号化機能・電子署名機能
- キ 暗号化・電子署名に係る管理
- ク ソフトウェアに関する脆(ぜい)弱性等対策
- ケ 不正プログラム対策
- コ サービス不能攻撃対策
- サ 標的型攻撃対策
- シ アプリケーション・コンテンツのセキュリティ要件の策定
- ス 政府ドメイン名 (go.jp) の使用
- セ 不正なウェブサイトへの誘導防止
- ソ 農林水産省外のアプリケーション・コンテンツの告知

(2) 情報セキュリティの観点に基づく試験の実施

- ア ソフトウェアの開発及び試験を行う場合は、運用中の情報システムと分離して実施すること。
- イ 試験項目及び試験方法を定め、これに基づいて試験を実施すること。
- ウ 試験の実施記録を作成し保存すること。

(3) 情報システムの開発環境及び開発工程における情報セキュリティ対策

- ア ソースコードが不正に変更されることを防止するため、ソースコードの変更管理、アクセス制御及びバックアップの取得について適切に管理すること。
- イ 調達仕様書等に規定されたセキュリティ実装方針に従うこと。
- ウ セキュリティ機能の適切な実装、セキュリティ実装方針に従った実装が行われていることを確認するために、情報システムの設計及びソースコードを精査する範囲及び方法を定め実施すること。
- エ オフショア開発を実施する場合、試験データとして実データを使用しないこと。

3 受託者は、情報セキュリティの観点から調達仕様書で求める要件以外に必要な措置がある場合には、担当部署に報告し、協議の上、対策を講ずること。

4 受託者は、本業務において情報システムの運用・保守を行う場合には、情報システムに実装されたセキュリティ機能が適切に運用されるよう、以下の事項を適切に実施すること。

- (1) 情報システムの運用環境に課せられるべき条件の整備
- (2) 情報システムのセキュリティ監視を行う場合の監視手順や連絡方法
- (3) 情報システムの保守における情報セキュリティ対策
- (4) 運用中の情報システムに脆(ぜい)弱性が存在することが判明した場合の情報セキュリティ対策
- (5) 利用するソフトウェアのサポート期限等の定期的な情報収集及び報告
- (6) 「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」(2019年2月25日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)の別紙3に基づく情報資産管理を行うために必要な事項を記載した情報資産管理標準シートの提出

- (7) 情報システムの利用者に使用を求めるソフトウェアのバージョンのサポート終了時における、サポート継続中のバージョンでの動作検証及び当該バージョンで正常に動作させるための情報システムの改修等
- 5 受託者は、本業務において情報システムの運用・保守を行う場合には、運用保守段階へ移行する前に、移行手順及び移行環境に関して、以下を含む情報セキュリティ対策を行うこと。
- (1) 情報セキュリティに関わる運用保守体制の整備
 - (2) 運用保守要員へのセキュリティ機能の利用方法等に関わる教育の実施
 - (3) 情報セキュリティインシデント(可能性がある事象を含む。以下同じ。)を認知した際の対処方法の確立
- 6 受託者は、本業務において情報システムのセキュリティ監視を行う場合には、以下の内容を含む監視手順を定め、適切に監視運用すること。
- (1) 監視するイベントの種類
 - (2) 監視体制
 - (3) 監視状況の報告手順
 - (4) 情報セキュリティインシデントの可能性がある事象を認知した場合の報告手順
 - (5) 監視運用における情報の取扱い(機密性の確保)
- 7 受託者は、本業務において運用中の情報システムに脆(ぜい)弱性が存在することを発見した場合には、速やかに担当部署に報告し、本業務における運用・保守要件に従って脆(ぜい)弱性の対策を行うこと。
- 8 受託者は、本業務において本業務の調達範囲外の情報システムを基盤とした情報システムを運用する場合は、運用管理する府省庁等との責任分界に応じた運用管理体制の下、基盤となる情報システムの運用管理規程等に従い、基盤全体の情報セキュリティ水準を低下させることのないよう、適切に情報システムを運用すること。
- 9 受託者は、本業務において情報システムの運用・保守を行う場合には、不正な行為及び意図しない情報システムへのアクセス等の事象が発生した際に追跡できるように、運用・保守に係る作業についての記録を管理すること。
- 10 受託者は、本業務において情報システムの更改又は廃棄を行う場合には、当該情報システムに保存されている情報について、以下の措置を適切に講ずること。
- (1) 情報システム更改時の情報の移行作業における情報セキュリティ対策
 - (2) 情報システム廃棄時の不要な情報の抹消

V クラウドサービスに関する情報セキュリティの確保

受託者は、本業務において、クラウドサービスを活用する場合には、以下の措置を講ずること。また、当該クラウドサービスの活用が本業務の再委託に該当する場合は、当該クラウドサービスに対して、Ⅷの措置を講ずること。

- 1 ISO/IEC27001 又はそれに基づく認証を取得しているクラウドサービスを採用すること。また、

当該認証の証明書等の写しを提出すること。(提出時点で有効期限が切れていないこと。)

2 クラウドサービスの情報セキュリティ水準を証明する以下のいずれかの証明書等の写しを提出すること。(提出時点で有効期限が切れていないこと。)

(1)ISO/IEC 27017 又は ISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)クラウドセキュリティ認証制度に基づく認証

(2)セキュリティに係る内部統制の保証報告書(SOC 報告書(Service Organization Control Report))

(3)情報セキュリティ監査により対策の有効性が適切であることを証明する報告書(クラウド情報セキュリティ監査制度に基づくCS マークが付されたCS 言明書等)

3 クラウドサービスにおいて個人情報又は農林水産省における要機密情報が取り扱われる場合には、当該クラウドサービスのデータセンター(バックアップセンターを含む。)は国内に限ること。

4 クラウドサービスの廃止、サービス内容の変更等に伴い契約を終了する場合は、他のクラウドサービス等に円滑に移行できるよう、十分な期間をもって事前(サービス廃止等の1年以上前が望ましい。)に担当部署へ通知すること。

5 クラウドサービスの契約を終了する場合、クラウドサービス上に保存された農林水産省のデータについて、汎用性のあるデータ形式に変換して提供するとともに、クラウドサービス上において復元できないよう抹消し、その結果を担当部署に書面で報告すること。

6 クラウドサービスに係るアクセスログ等の証跡を保存し、担当部署からの要求があった場合は提供すること。なお、証跡は1年間以上保存することが望ましい。

7 インターネット回線とクラウド基盤との接続点の通信を監視すること。

8 クラウドサービスに係る業務の一部がクラウドサービス事業者以外の事業者へ外部委託されている場合は、当該クラウドサービス事業者以外の事業者へⅧの措置を講ずること。

9 クラウドサービスにおける脆(ぜい)弱性対策の実施内容を担当部署が確認できること。

10 クラウドサービスの可用性を保証するための十分な冗長性、障害時の円滑な切替等の対策が講じられていること。また、クラウドサービスに障害が発生した場合の復旧時点目標(RPO)等の指標を提示すること。

なお、農林水産省の要安定情報を取り扱う場合は、データセンターを地理的に離れた複数の地域に設置するなどの災害対策が講じられていること。

11 クラウドサービス上で取り扱う情報について、機密性及び完全性を確保するためのアクセス制御、暗号化及び暗号鍵の保護並びに管理を確実に行うこと。

12 クラウドサービスの利用者が、自らの意思によりクラウドサービス上で取り扱う情報を確実に抹消できること。

13 本業務において、農林水産省に開示することとしているクラウドサービスに係る情報について、業務開始時に開示項目や範囲を明記した資料を提出すること。

14 農林水産省に対して、クラウドサービスに係る機密性の高い情報を開示する場合は、農林

水産省において、当該情報を審査又は本業務以外の目的で利用しないよう適切に取り扱うため、必要に応じて当該情報に取扱制限を明記するなどの措置を講じること。

VI 機器等に関する情報セキュリティの確保

受託者は、本業務において、農林水産省にサーバ装置、端末、通信回線装置、複合機、特定用途機器、外部電磁的記録媒体、ソフトウェア等(以下「機器等」という。)を納品、賃貸借等をする場合には、以下の措置を講じること。

- 1 納入する機器等の製造工程において、農林水産省が意図しない変更が加えられないよう適切な措置がとられており、当該措置を継続的に実施していること。また、当該措置の実施状況を証明する資料を提出すること。
- 2 機器等に対して不正な変更があった場合に識別できる構成管理体制を確立していること。また、不正な変更が発見された場合に、農林水産省と受託者が連携して原因を調査・排除できる体制を整備していること。
- 3 機器等の設置時や保守時に、情報セキュリティの確保に必要なサポートを行うこと。
- 4 利用マニュアル・ガイドンスが適切に整備された機器等を採用すること。
- 5 脆(ぜい)弱性検査等のテストが実施されている機器等を採用し、そのテストの結果が確認できること。
- 6 ISO/IEC 15408 に基づく認証を取得している機器等を採用することが望ましい。なお、当該認証を取得している場合は、証明書等の写しを提出すること。(提出時点で有効期限が切れていないこと。)
- 7 情報システムを構成するソフトウェアについては、運用中にサポートが終了しないよう、サポート期間が十分に確保されたものを選定し、可能な限り最新版を採用するとともに、ソフトウェアの種類、バージョン及びサポート期限について報告すること。なお、サポート期限が事前に公表されていない場合は、情報システムのライフサイクルを踏まえ、販売からの経過年数や後継ソフトウェアの有無等を考慮して選定すること。
- 8 機器等の納品時に、以下の事項を書面で報告すること。
 - (1) 調達仕様書に指定されているセキュリティ要件の実装状況(セキュリティ要件に係る試験の実施手順及び結果)
 - (2) 機器等に不正プログラムが混入していないこと(最新の定義ファイル等を適用した不正プログラム対策ソフトウェア等によるスキャン結果、内部監査等により不正な変更が加えられていないことを確認した結果等)

VII 管轄裁判所及び準拠法

- 1 本業務に係る全ての契約(クラウドサービスを含む。以下同じ。)に関して訴訟の必要が生じた場合の管轄裁判所は、国内の裁判所とすること。
- 2 本業務に係る全ての契約の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は、日本法とするこ

と。

Ⅷ 業務の再委託における情報セキュリティの確保

- 1 受託者は、本業務の一部を再委託(再委託先の事業者が受託した事業の一部を別の事業者へ委託する再々委託等、多段階の委託を含む。以下同じ。)する場合には、受託者が上記Ⅱの1、Ⅱの2及びⅢの1において提出することとしている資料等と同等の再委託先に関する資料等並びに再委託対象とする業務の範囲及び再委託の必要性を記載した申請書を提出し、農林水産省の許可を得ること。
- 2 受託者は、本業務に係る再委託先の行為について全責任を負うものとする。また、再委託先に対して、受託者と同等の義務を負わせるものとし、再委託先との契約においてその旨を定めること。なお、情報セキュリティ監査については、受託者による再委託先への監査のほか、農林水産省又は農林水産省が選定した事業者による再委託先への立入調査等の監査を受け入れるものとする。
- 3 受託者は、担当部署からの要求があった場合は、再委託先における情報セキュリティ対策の履行状況を報告すること。

Ⅸ 資料等の提出

上記Ⅱの1、Ⅱの2、Ⅲの1、Ⅴの1、Ⅴの2、Ⅵの1及びⅥの6において提出することとしている資料等については、最低価格落札方式にあつては入札公告及び入札説明書に定める証明書等の提出場所及び提出期限に従って提出し、総合評価落札方式にあつては提案書等の総合評価のための書類に添付して提出すること。

Ⅹ 変更手続

受託者は、上記Ⅱ、Ⅲ、Ⅴ、Ⅵ及びⅧに関して、農林水産省に提示した内容を変更しようとする場合には、変更する事項、理由等を記載した申請書を提出し、農林水産省の許可を得ること。

【別紙9】

令和3年度国有林野情報管理システム
改修等業務
資料閲覧申込書

令和3年度国有林野情報管理システム改修等業務調達仕様書に記載のあった以下の資料を閲覧したいので申し込みます。

会社等名称	
連絡先	
閲覧希望者 (3名まで)	
閲覧資料	<input type="checkbox"/> (ア) プロジェクト計画書、プロジェクト管理要領 <input type="checkbox"/> (イ) プロジェクト標準 (標準コーディング規約、セキュアコーディング規約等) <input type="checkbox"/> (ウ) 遵守すべき各府省独自の規定類 <input type="checkbox"/> (a) 農林水産省における情報セキュリティの確保に関する規則 <input type="checkbox"/> (b) 農林水産省における個人情報の適正な取扱いのための措置に関する訓令 <input type="checkbox"/> (エ) 現行の情報システムの情報システム設計書、操作マニュアル (具体的にお願いします) <input type="checkbox"/> (オ) 政府共通プラットフォーム関係資料 <input type="checkbox"/> (カ) 過去の検討資料等
閲覧希望日時	令和3年 月 日 () 午前・午後 時～ 時
閲覧場所	林野庁経営企画課内 打合せスペース
本申込書の提出日 (閲覧希望日の 3日前まで)	令和3年 月 日 ()

【別紙 10】

林野庁経営企画課
課長 殿

守秘義務に関する誓約書

「令和3年度国有林野情報管理システム改修等業務」に係る資料閲覧に当たり、下記の事項を厳守することを誓約します。

記

- 1 農林水産省の情報セキュリティに関する規定等を遵守し、農林水産省が開示した情報（公知の情報等を除く。）を本調達の目的以外に使用、又は第三者に開示、若しくは漏洩しないものとし、そのために必要な措置を講ずる。
- 2 資料閲覧にて農林水産省が提供した資料及び電子データについては、複製及び撮影を禁止とする。
- 3 守秘義務は、本業務に係る調達の期間中及び終了後に関わらず、適用されるものとする。
- 4 上記1～3に違反して、情報の開示、漏えい若しくは使用した場合、法的な責任を負うものであることを確認し、これにより農林水産省が被った一切の損害を賠償する。

令和 年 月 日

(住所)

(会社等名称)

(氏名)